

意見書案第2号

子どもの安全確保とデジタル技術を活用した見守り体制の強化を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和8年5月1日

取手市議会議長

山野井 隆 殿

提出者 取手市議会議員 染 谷 和 博

〃 〃 金 澤 克 仁

〃 〃 加 増 充 子

〃 〃 根 岸 裕美子

〃 〃 関 川 翔

## 子どもの安全確保とデジタル技術を活用した見守り体制の強化を求める意見書（案）

近年、子どもが被害者となる痛ましい事件や、行方不明・連れ去りを想起させる重大事案が相次ぎ、保護者や地域住民の不安は一層高まっています。登下校時、公園、商業施設周辺、放課後の移動時間帯に加え、SNS等を通じて子どもが犯罪被害に巻き込まれる危険も深刻化しています。

子どもの命と安全を守ることは、社会の最も基本的な責務です。学校、家庭、地域、警察、行政が連携し、見守り体制をより実効性あるものへ強化するとともに、GPS端末、見守りサービス、防犯カメラ等のデジタル技術を活用した安全対策を進めることが必要です。

よって、国においては、子どもの安全確保を一層強化するため、下記の事項について迅速に実施するよう強く求めます。

### 記

- 1 登下校時及び放課後における子どもの安全確保のため、学校、教育委員会、警察、地方自治体、地域住民等が連携する見守り体制の強化を全国的に推進すること。
- 2 子どもの登下校時等の安全確保を図るため、希望する家庭が利用しやすいGPS端末、見守りサービス、緊急通報機能、防犯カメラ等のデジタル技術の導入及び活用に対する支援を強化すること。
- 3 不審者情報、行方不明情報、緊急時の注意喚起等について、学校、保護者、地域、警察、地方自治体が迅速に情報共有できる体制を整備するとともに、個人情報の適正管理及びプライバシー保護に十分配慮した運用基準を明確化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 文部科学大臣 デジタル大臣  
内閣府特命担当大臣（こども政策） 警察庁長官